支援

が将来の日

本を支える

浜武しんいちさんが写真2枚を追加しました。

新聞の既報でご存知である方もいらっしゃるかと存じますが、新党(結局 結党できなかった) からの総選挙の出馬の可能性がなくなってしまいまし

今日の明け方まで、関係各位には様々な可能性を模索して頂きました(あ んな遅い時間まで私の事を交渉して頂いて心苦しい限りです)が、このよ うな結果になってしまいました。

今回、マスコミの報道対応は分かれました(載っている新聞と載っていな い新聞がありました)。

最初の補選(2005)は出馬するにもかかわらず、相手にされませんでした (討論番組は供託金をまだ納めていないと云う事で出演すらさせてもらえ ませんでした・・・供託金の支払い情報がどのように漏洩したかは未だに 謎ですが、怖いですね)。

二回目は総選挙(2012)で、政党公認を得ましたが、あまりにも急で、政 見放送すら撮影できませんでした。

今回 (2014) は政党が出来る前から公認内定が出てましたから、結党時か らの対応だと前回と同じ事の繰り返しになるので、事前にマスコミに打診 し、アンケートや写真撮りを進めていました。

その中で表に出すグループと、正式表明を待つグループに分かれた訳です (いずれの社も候補者でない私を取材して頂いた事にあらためて感謝申し 上げます)。

亀井静香先生もぎりぎりまで多くの交渉をされ、私には過分の気遣いを頂 載しました(この場を借りて深く御礼申し上げます)。

「このあとはどうするのか?」

事務所提供者、ポスター張りを手伝う方、選挙カー作成者、印刷物作成 者、そして、政策立案ブレーン、等、様々な支援(すべて無償ボランティ する仲間に、出馬断念のお詫びに回わっている時、尋ねられます。

今は、まづ、総選挙で国民がどのような判断をするかを聞き、自分の将来 を考えなければならないのではないかと思っています。

色々なアドバイスがあり、皆違います(みんなありがとう)。

最初の市議選(1995)で落選したとき、次出馬する事は宣言しませんでし

それほど、ネガティブキャンペーンは酷かった(母は過度の電話対応で脳 梗塞になった)。

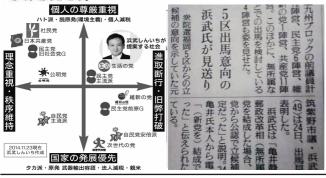
「君にいい話がある」と七区への転居(市議辞職)を楠田幹人元市長(楠 田大蔵候補の実父) から言い渡され、古賀潤一郎氏失職後の二区から出る と除籍。その後、市議に復帰後、市民から預かった陳情を国(民主政権) 「除籍は死刑宣告」と云われ、一切受け付けられない に持っていっても、

前回の総選挙も私をなんとしも出馬させない動き(圧力)があり、その凄 さに驚いたと亀井静香先生から直接云われもした。

そして、今回は出馬すらかなわなかった。

でも、いつも窮地?に陥っても、訴える事が自分に残っていて、道が拓け て来た。だから、今回も展望は見えず、確証はないが、きっとまた、前に 道が拓ける、と思っています(信じています)。

私を応援してくれるみなさん。まだ「続きそう」です。ごめんなさい。そ して、ありがとう。



事)、表題にあるフラ面接から市長が行う時点で驚きだが( 福岡在住で、 この言葉の重さがわかくの言葉が刺激的だっ いればならないた一定サービス い子が 先生も生徒も選べ が、選の ・評判)で自然と生徒 一定サービスを提供教育基本法で定は 立の お客様を選ばな は塾をやっているから言葉が刺激的だった。 んだが は生徒募集からやる は正にその通り。 ェアがあり、久-仮から今村市長の 選挙をお手伝!の今村市長と! 校長は先生も自由公立学校はもっと 教えるの 用説明会を大学で いても辞めて他 市場原理 長が行うと お話は聞 あるフライヤ 特に、 辞めて他の塾にのが上手く行か 大変だ。 いかる。 はした方がいまで 供し、 ず 引いてい しぶ の F **(**広 なれ憲  $\mathcal{O}$ が た。 概定方は、何があっても、お谷様を選びません

### 今村岳司西宮市長のFB投稿の言葉に学ぶ

だけど、 かし、高事が にから、 き事だと最 これが義務 いものでま えに行 き 生 大切 さを共有するには子どもを 課(計大) を改 ス 口た 奉 の選 学校は原則できない。が出来る。先生も同じだ。 時期、学 I が だ ` のでは 市制 が客 ランティアティ に育てないといけない。 していた私 学校現場は多く 先生も生 かできる人は 職員も めるに至った ない だが、最 度で教員免許 0 族利 丁寧に見ていくエ ている。 数の  $\mathcal{O}$ 倍 の家がある. 数学、算 旧の中減 で大切 学 事」 (教育でな あ 教えている。 悟った。 人は大し 一国と豊 少社 は、 ŧ 選 か な 数を 択 な 大川 考 事。 社校  $\dot{o}$ サ を を 숲 制 す 슾 え



移る



## 浜武レポート

Hamatake Report

前筑紫野市議会議員 浜武しんいち

衆議院福岡第5選挙区

春日市 筑紫野市 大野城市 太宰府市 朝倉市 那珂川町 筑前町 東峰村 〒818-0046 福岡県筑紫野市大字山口1913番地8/tel.080-5262-5488 fax.092-919-2300/mail.fcs9981@yahoo.co.jp



我保は

ぐ

金実生し

をは命主

ず

に

済

む

う か

よ外

消ら

費借

一バボ

化

は、

給

料は前

金そ

は賃

で、

々険日そ

本の

。稀

銀有

行な

や貸

か

ら

借

金

を

な

トりがい

上

コ 当 値

れスた段買

0

いと云う。

### 企業を強くし バ ル 化 なけ 社会を生き残るには

# 々にはその道 か ればならない ない のだろうか

人 借  $\bigcirc$ 金 ) □ ○ 北円の ※ ののののである。 円の

をつお つけて返する金を借り 済しなけると利

れ息

な借 足 IJ っているのである。 て なくなった。そ 間 ŧ そ

り外 高事慣国 な での  $\mathcal{O}$ け 強宗法は人 れ 要教律なは ると ば 観や  $\mathcal{O}$ ならと外へ なか金 <

でも、

もはるは

り 兆の

返元に本

済本上に

円日

べき利がほる借金があります。 一○○○⇒ でも、今の でも、今の

息

 $\mathcal{O}$ 

る習のか

た

人 ぼ

(1

ゼが

ほ

 $\Box$ (, \

て

利を|自人 息守ル分ば らが にとのず財りは税 つ手資が源 な税まに源立企を 同途 ると た 注 て 業 上 が げ 率ま済 が源 じ上 。 のむ。 と、 社。 外れ赤 る字 生 国 増は 下がる。ながるのがなったがるのがでするれば、相えればは有限が 活が を日 加のはばだ。

こ 一 う % 世 会 世

「本人と が構もら確で必造、借実も 要だこりな取税 て易え受 か協出けて

由

化

で消 ると 白 (= 正

規のわち化が

が上金しているとして、途 に転落する) 注3 に転落する) 注3 に転落する) 注3 境 期で そのご 正本替持由根途年を

りま

換に

L

て、

を

え

を

続

け借

る金

7

IJ

バ

ラ事

ンだ借

ヤ

ル

エ

タ

が

### 山家産業廃棄物施設問題報告

藤田陽三筑紫野市が昨年 10 月 9 日福岡県に提出した「意見書」の分析

を産廃問題の第一人者である山本節子氏に行ってもらいました。 意見書を要約すると「計画の建設・ 稼働を前提に、手続きを一歩進め てもよいとの態度を示すもの」「完全に事業者寄りの姿勢であると言 わざるを得ない」内容となっており「藤田市長は本来、『安全と安心 を求める市民の意思を汲み取り、本計画の中止を求める』との意見書 を出すべきであった」と結論づけられました。 藤田市長には今後「本計画に対し、立地自治体の長としての権限を活

かし『計画の中止』を求めていただきたい」ものです(詳細は下記)。

★試しんいちさんが さんの写真をシェアしまし

14分前・編集済み・●▼

藤田陽三筬紫野市長が山家の産業廃棄物処理施設設置問題に関して福岡県 に対して「意見書」を提出していましたが、その「意見書」の内容がどう しても気になっていました。

この意見書は「住民説明会を開き、法令違反がなければ設置して良い」と しか私にはどうしても読めず、また「何故、明確に藤田市長が反対と書け ないか」どうしても腑に落ちません。市民からも問い合わせが続いたの で、山田正彦弁護士(元農水大臣)に法的側面からこの意見書の内容につ いてお尋ねする事にしました。

山田弁護士を訪ねると「僕より産廃行政に詳しい方がおられる」と紹介し て頂いたのが今回分析を頂いた山本節子氏でした。

彼女は産廃問題で全国、全世界飛び回っており、面会は難しいかと思われ てましたが、中国に出発する直前に自宅のある神奈川県藤沢市でお会いで きるとの事で、今回の面会の運びになりました(藤沢市民会館2階12/19午

これまでの経緯を説明の後、後日、意見書の写しをFAXで送り、メールに て返信を頂いたのが下記です(以下原文のまま)。

藤田筑紫野市長は、平成25年10月9日、エコセンチュリー㈱による産廃処 理コンビナート計画に関する「紛争予防条例」の手続きの中で、立地自治 体としての「意見書」を出し、次の二点を県に求めている。

- 事業者を指導して、市民の意見書に対し具体的かつ丁寧な見解書を作 成させるとともに、その周知に当たっては、見解書の説明会を開催させる など、事業者に紛争予防条例の手続を誠実に履行させること。
- 産業廃棄物処理施設の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関す る法律に基づき、慎重かつ厳格に対処すること。

これは、藤田市長が、上記計画の建設・稼働を前提に、手続きを一歩進 めてもよいとの態度を示すもので、長年にわたり、「公害のないふるさ と」を求めて反対し続けてきた市民の願いを踏みじっている。しかし、藤 田氏が求めているような「①紛争予防条例、②廃棄物処理法の手続きの誠 実な履行」は、事業者にとって当然のことであり、わざわざこのような 意 見書を出したということは、エコセンチュリー社には法令遵守の面で不安 があることを示している。

藤田市長の意見者にはさらに問題がある。

たとえば、「市民の間には、産業廃棄物処理施設に対する不安感が、い まだ払拭するに至っておりません」との言葉は、暗に、「市民は、産廃処 理施設の安全性を理解していない」と述べているに等しく、完全に事業者 寄りの姿勢であると言わざるを得ない。

筑紫野市の市民は、本産廃焼却施設を拒否する十分な正当性がある。筑 紫野市は、水源地の山神ダム上流に産廃処分場を建設するという誤った計 画を止めようとせず、その結果、三名の作業員が死亡し た事故が引き起こ された。市民はこの事件を忘れておらず、それが今回の計画に反対する数 多くの反対の立て看板や、7000通以上の反対意見書、18000通以 上の県への要請書に表されている。このような条件に照らせば、藤田市長 は本来、「安全と安心を求める市民の意思を汲み取り、本計画の中止を求 める」との意見書を出すべきであった。

福島第一原発事故以来、関東では、ごみ焼却施設や下水汚泥焼却施設 の多くが、「電離則」対象施設となっている。焼却施設で放射性廃棄物が 燃やされ、大気中に大量の放射性PM2.5 が拡散し、高濃度の放射性物 質が焼却灰に濃縮されているのである。しかし、産廃はすでに全国に拡散 していることから、このような施設を許せば、筑紫野市も いずれ「放射能 汚染の町」になってしまうだろう。藤田氏は、市民の不安は十分合理性が あり、「払拭」できるものではないことを認識し、本計画に対し、立地 自 治体の長としての権限を活かし「計画の中止」を求めていただきたい。

い戦 けい な続 の いのか

ン、利<sub>息</sub> となくてを 利 息 ssをゼロへ みむには、 済 まま済

のしルで、化 滞自を をいち早いろはが も由い経化ち 経化 ŧ グ < み社経 の会験バ

イギリスにヒントは

ら

Ō

話

定しらメ

をたれり

批のな力

准はいで

出由が療

し貿増を

自人医

今までお金で済ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事を住民ませていた事をはる場を創造する場を創造する場を創造する場を創造する場を創造する。 7 < ŧ でせ いてきたが いた事がに人件書 しゃたの 遅が い を金費 4 لح 破 とんな 綻 み派 働者 ビ達ま す L

続いははけい駄外 現並のが化 他方、 る れの親進 駄外 日れ てくるだろう。 目国か 生 族む んし、 本の 活の事べ 消で資 かな を中すに ノミ の未来に で、 費 グ 本 る最あク を利頼た 図 に 者貧なスバ 国た ル げ高てに で見 ŧ

スゼロ)。 税金にの 上がっめ り金 か自 る

ス解をし 1分たちで お今 今まで お今 今まで おる。 かなくなる。 かなくなる。 でものかった。 でものかった。 でものかった。 でものかった。 お着 して、 下 の し市 金想住 丘民ビジネ7(、公的#役所の仕事 一がない -ケッ-うあって ドバい たら スな事ら ってにす サ事 ま ま で 事 。業 ŧ を 足お ビ分

い格構ち」造 手出益おの だけ を一率金社 造 L ラ早く辿りずっだけでなり 自か染 私の 一のを会 真が、 1体を1 め始 ノミクス 原高得構 サ存ができ がローバル がローバル はを変え「ケ ない社会に ない社会に 信 発いる造 め 輸 った を た動ったを出兵め維 7 (1 `持現 二器 る。 に輸利し在

耐何地 lliうれる社会に いが起きても で球のどこかで -会

。小一ト と帯 た債両泉なたれに にはあいこ官民るうや んでもてもても、 だけ 者 改 化は革 な ーと 民で一党 の をサ は 営民が \_ 値 き よ く やー 異 化 ^ ビなこ

るのや唱 創斐 造し連の 目 的 は お 価生ぎ

再任用② 正規職員数① 人口(3) (3)÷(1) 春日市 112,368 287.3 391 13 57 102,490 456 224.7 大野城市 423 53 99.260 2346 太宰府市 24 71,525 2122 337 那珂川町 266 13 50,176

注①電話での聞き取り結果。再任用職員は含まれない。 注②定年を迎えた公務員を任期を定めて再雇用できる制 度。公的年金の支給開始年齢の引き上げが背景にあ り、高齢職員の知識や経験を広く活用する狙いもある。権限は正職員と同等であるが給与は押さえられて おり、勤務もフルタイムから週一まで一律ではない。 注③各基礎自治体 HP より

注④直近で合併した自治体は除いている

注1◆「TPP 秘密交渉の正体」山田正彦著(竹書房新書)注2◆税務署の昇進と消費税取り立てのノルマについて山本太郎参議院議員の発言に注目。注3◆「資本主義の終焉と歴史の危機」水野和夫著(集英社新書)注4◆「沈みゆ

く大国アメリカ」 堤未果著(集英社新書)注 5 ◆途上国と先進国がはっきり分かれていた時代、途上国の人を低賃金で使い先進国の人が利潤を得ていたが、昨今のグローバル化で 国境がなくなると途上国の人を今までのように使う事が出来ず、先進国の中に正規社員のための非正規社員を作らなければしくみを維持できなくなている。注 6 ◆筑紫野市民図書館 のように「国民の祝日だから市民図書館は休み」みたいな事業者(受注者)のための委託事業を指しているのではない。表注 1 ◆市役所の定員は電算化が進む前の定数が継承されており、アメリカの自治体のように大幅に削減する事は可能だが、福祉部門が切り捨てられれば本末転倒。職員の再配置やソーシャルエンタープライズに着手する事でサービスを落と さず歳出削減に取り組めるだろう。表注2◆太宰府市は電算化を含めた行政努力を行っている(担当職員談)が、特筆すべきは那珂川町。同じ基礎自治体でこの違いは何だろうか。